

東日本大震災により被災した者に係る学部、大学院及び専門職大学院の検定料の免除に
関する特例規程

第1条 この規程は、京都大学の学部、大学院及び専門職大学院に入学を志望する者（京都大学通則（昭和28年達示第3号）第64条第1項に定める委託生、科目等履修生及び聴講生として入学を志望する者を除く。以下「学部等入学志望者」という。）のうち、東日本大震災により被災した者に係る検定料の免除の特例について定めるものとする。

第2条 学部等入学志望者のうち、東日本大震災により被災した者に係る検定料については、京都大学通則（昭和28年達示第3号）第10条第1項、第42条の2第1項及び第53条の15の規定にかかわらず、免除することができる。

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育担当の理事が定める。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行し、平成23年5月1日から適用する。